

平成 29 年 7 月 1 日

岡山電気軌道株式会社
自動車事業本部

平成 29 年度 運輸安全マネジメントに関する取り組み

当社は、安全が事業の根幹であることを深く認識し、お客様に信頼され安心してご乗車いただけるよう輸送の安全確保を最優先に事業経営に取り組みます。

平成 29 年度は、以下に掲げる「輸送の安全に関する基本的な方針」に基づき、より一層、輸送の安全を確実なものにするため、全社員一丸となって社内における安全文化の構築を進めてまいります。

経営理念	・・・	「忠恕」(ちゅうじょ：真心からの思いやり)	
両備グループ経営方針	・・・	一、社会正義 (社会への思いやり) 一、お客様第一 (お客様への思いやり) 一、社員の幸せ (社員への思いやり)	
われらの誓い	・・・	労使共栄の旗を高く掲げ (正義) 自らを厳しく律し能力資質を高め (教育) やる気一杯業績の向上を図り (生産性) 豊かな人間性で職業奉仕の実をあげる (使命)	
行動規範	・・・	知行合一 (良いと思うことは必ず実行する) すぐやる・必ずやる・出来るまでやる	
両備グループ安全宣言	・・・	社会正義の経営方針に則り、交通運輸各社は「運輸安全マネジメント」に基づき、「安全」を最優先とし、「日本一安全な運輸企業」を目指して頑張ることを宣言します。	
両備交通四悪	・・・	飲酒運転・酒気帯び運転、個人用携帯電話・スマホルール違反、免許証不携帯、居眠り運転、絶対禁止！！	
S A F E T Y－O K＋I B 運動	・・・	S：スピード出しません A：安全車間保ちます F：踏切止まります T：追突しません Y：よそ見しません	O：追い越し注意します K：交差点内徐行します + I：居眠りしません B：バック自損しません

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 代表者及び役員は、輸送の安全確保が事業経営の根源であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえるとともに、社員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図ります。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act) を確実に実施し、安全対策を絶えず見直し、全社員が一丸になって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表を行います。

2. 輸送の安全を確保するための活動方針

1. 社会正義の経営方針に則り、「安全」を最優先とし「日本一安全な運輸企業」を目指します。
2. 我々社員一同は、安全運転を第一とし、自らが策定する安全管理規程を十分に理解し、道路交通法、道路運送法、道路運送車両法をはじめとする関係法令を遵守し、基本に忠実に日々の業務を遂行します。
3. 車両の整備を的確に行い、日常点検を厳正に行います。
4. 点呼を通じて情報を伝達し、企業内における安全意識の高揚を図ります。
5. 事故・災害発生時には、人命救護を第一に行い、速やかに上司、関係機関等に連絡・報告を行います。
6. 輸送の安全に関する体験・実践的な安全教育を計画的に実施し、効果的かつ適切な指導を行い、事故削減の成果を確保します。
7. 社員に健康管理の重要性を理解させ、1人ひとりが積極的に自らの健康管理が行えるよう意識改革を徹底します。
8. PDCAサイクルに基づいた継続的な業務の改善を図ることにより、企業内に安全風土を構築します。
9. 輸送の安全に関する基本的方針に基づき内部監査を行い、必要な是正措置及び予防措置を適切に講じます。

3. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平成 28 年目標及び達成状況

●両備交通三悪追放	目標	0 件	結果	5 件	昨年比 3 件減	
●重大事故発生件数	目標	0 件	結果	0 件	昨年比 1 件減	
●事故発生件数	総事故件数	目標	37 件以内	結果	73 件	昨年比 10 件増
	責任事故件数	目標	13 件以内	結果	47 件	昨年比 19 件増
	責任（大）事故件数	目標	5 件以内	結果	10 件	昨年比 6 件減
	10 万キロ当り責任（大）事故件数	目標	0.10 件	結果	0.186 件	
●輸送の安全に関する投資（平成 28 年度実績）						
車両更新並びに増車に伴う投資				<u>94.472 千円</u>		
事故防止教育等に伴う投資				<u>1.996 千円</u>		
健康管理に関する投資				<u>1.740 千円</u>		
安全設備の新設・更新に伴う投資				<u>81.373 千円</u>		

平成 29 年目標

○安全スローガン

中国バス協会 「プロとしての誇り・責任を持ち、
みんなの安全・安心守ります」

両備グループ安全マネジメント委員会

「組織でつくろう！ 報告・安全文化！」

岡山電気軌道 「信頼回復！！安全第一で事故半減」

○岡山電気軌道安全目標

一、車内事故の絶滅 一、静止物への接触事故の絶滅 一、バック事故の絶滅

【定量的数値目標】

●両備交通四悪絶対禁止	目標	0 件
●重大事故発生件数	目標	0 件
●事故発生件数	総事故件数	目標 37 件以内（昨年実績比 50%減）
	責任事故件数	目標 25 件以内（昨年実績比 53%減）
	責任（大）事故件数	目標 5 件以内（昨年実績比 50%減）

10万キロ当り責任（大）事故件数 目標 0.10件

●輸送の安全に関する投資（平成29年度計画）

車両更新並びに増車に伴う投資	102,000千円
事故防止教育等に伴う投資	8,800千円
健康管理に関する投資	12,000千円
安全設備の新設・更新に伴う投資	3,700千円
安全マネジメント評価に伴う投資	1,270千円

4. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計（平成28年4月～平成29年3月）

- 1. 第二条第三号に関する報告（重大事故） . . . 0件
- 2. 同条第九号に関する報告（健康起因） . . . 1件
- 3. 同条第十一号に関する報告（車両故障） . . . 4件
- 4. その他特異な事象に関する報告 . . . 0件

5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別紙1 「岡山電気軌道安全マネジメント委員会組織図」参照

6. 輸送の安全に関する重点施策

- 1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行なうよう努めること。
- 3. 輸送の安全に関する内部監査を行ない、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- 4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
- 6. 関連グループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めること。

7. 輸送の安全に関する計画（平成29年度）

1. 安全最優先、経営方針、健康管理意識の徹底（全社員にカード、手帳にして配布）

様々な媒体を通じ社員一人ひとりの安全に対する意識の高揚に努めるとともに、自己管理を中心とした安全文化の確立に取り組みます。

経営理念

経営理念
思 恕（ちゅうじょ：真心からの思いやり）

グループ経営方針
一、社会正義（社会への思いやり）
一、お客様第一（お客様への思いやり）
一、社員の幸せ（社員への思いやり）

われらの誓い
労使共栄の旗を高く掲げ（正 義）
自らを厳しく律し能力開発を高め（教 育）
やる気一掃業績の向上を図り（生産性）
豊かな人間性で職業奉仕の実をあげ（使 命）

行動規範
知行合一（思いと行うことは必ず実行する）
すぐやる・必ずやる・出来るまでやる

安全方針

活動方針
両隣グループ安全マネジメント委員会を中心に、労使参加で、より現場に密着した効果的な活動を展開し、目標である「日本一安全な運輸企業」を目指します。

安全方針
1. 安全運転（運転）を第一とし、法令遵守し、基本に忠実に日々業務を行うこと。
2. 車両（船舶）の整備を的確に行い、始業点検を厳正に行うこと。
3. 点検において、日々安全への意識、関心を高めること。
4. 教育を通じて安全意識を常に高揚すること。
5. 万が一重大事故の場合、人命尊重を第一に対処し、速やかに上司、関係機関への連絡をとること。

健康管理ノート



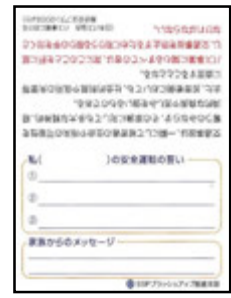
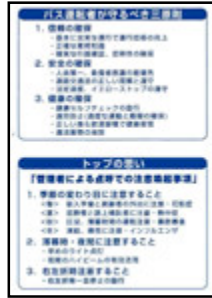
2. 組織でつくり報告安全文化！発車確認・交差点右左折一旦停止運動の展開

- ① 基本の徹底が事故防止の根幹であることから、
 - 一、前をしっかりと見て運転する。 一、安全速度を守る。 一、安全確認を徹底する。
 - 一、乗務中の携帯電話・スマートフォンの管理を徹底する。
- の4項目をバス乗務社員の絶対の取り組みとして事故防止に取り組みます。

運行時三悪・バス運転者が守るべき三原則

安全運転の誓いカード（全社員に配布）

両備交通 四悪 絶対禁止！	
飲酒運転 酒気帯び運転	個人用携帯電話 スマホール違反
免許証不携帯	居眠り運転
SAFTY-OK+B運動	
S・・・スピード出しません。	O・・・追い越し注意します。
A・・・安全車間保ちます。	K・・・交差点内徐行します。
F・・・踏切止まります。	
T・・・追突しません。	+I・・・居眠りしません。
Y・・・よそ見しません。	B・・・バック自損しません。
※ 絶対にこれらの不始末は起こしません。	



3. 安全運動・キャンペーンの積極的な展開

- ② 別紙2 「平成29年 輸送の安全に関する活動実施計画」参照

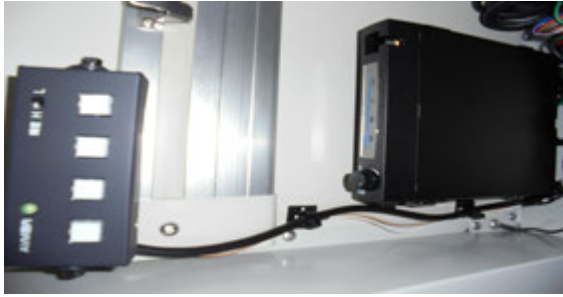
4. 安全に対する投資

- ③ 新型ノンステップ乗合車両ならびに貸切車両を導入し、安全性の向上に取り組みます。
- ④ バスロケーションシステム整備に伴い、運行中の路線バスの現在位置情報の把握が可能となるほか、運行管理者と運行中のバス車両との間に音声通話システムを導入することにより、万が一の事故、自然災害、乗務社員の健康に起因する事案等の発生に即時対応を可能とする運行管理体制の構築に取り組みます。
- ⑤ ドライブレコーダー、デジタルタコグラフを搭載し、乗務社員の安全運行に対する意識の向上を図るとともに、その記録データを安全教育等の教材とすることで、より実践的な実のある安全教育に活用します。
- ⑥ 右左折時に方向指示器と連動して車外に音声による注意喚起を流す案内装置を、一部の車両に試験的に導入し効果の確認を行います。

③ ドライブレコーダーの活用



② バスロケの導入 通信システム



②バスロケ導入によりバックモニターが液晶に変更



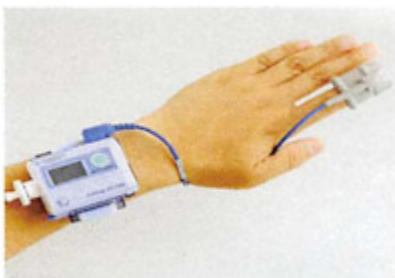
④右左折時の音声注意案内システム



5. 安全管理体制の強化

1. 乗務社員の健康管理に重点をおき、これまでの定期健康診断に加え、あらたにSASスクリーニング検査を導入し、予期せぬ健康起因事故への備えに取り組みます。
2. 乗務社員を対象にした危険薬物検査を実施し、社会悪である危険薬物の所持ならびに使用禁止を徹底し、お客様からの信頼確保に取り組みます。
3. アルコールチェッカーを出勤点呼時ならびに退勤点呼時に確実に使用させ、飲酒運転の撲滅に会社全体として取り組みます。また、アルコールチェッカーは運転免許証を操作キーとして機能させることにより、免許証不携帯、免許証有効期限切れ等での乗務抑止を確実なものとしします。
4. 「点呼ご安全に」(健康管理)システムを導入することで、乗務開始時の乗務社員の健康チェック(血圧、体温測定)を数値で確認できるようにあらため、乗務社員個々に自身の過去の健康診断結果に基づいた健康状態の確認を日常的に行うことにより、自己健康管理への意識を高めることで健康起因事故の防止に取り組みます。

1. SASスクリーニング検査の実施



2. 薬物検査



3. アルコール検査



4. 点呼ご安全に



6. 事故・災害等に関する報告連絡体制

別紙3 「事故対応・報告の流れ」参照

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

(ア) 安全に関する教育指導を計画的に実施するとともに、その教材としてドライブレコーダーの映像記録の活用、KYTの採用などにより、事故を未然に予見し回避する観点による安全教育を実施します。

別紙4 「平成28年 教育実施計画」参照

(イ) 外部の両備グループ教育センターの講師陣による教育にも積極的に参加させ、社内における教育とは異なった環境での教育を受けさせることにより、さらなる教育効果の向上を図ります。

両備グループ合同学科教育



両備グループ合同運転技能教育



両備グループ合同接客サービス教育



両備グループ合同ベテラン運転者教育



8. 輸送の安全に関する内部監査の結果及びそれを踏まえた措置の内容

- (ア) 監査内容 安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する監査を実施するとともに、安全管理体制が各種法令に適合し正しく実施されているかどうかの業務監査も併せて検証するもの。
- (イ) 実施期間 ①社内相互内部監査 平成28年12月2日(金)に実施
②安全統括管理者監査者 春・秋及び年末年始の安全総点検期間中に実施(延9回実施)
③両備安全マネジメント委員会監査室監査 平成28年12月14日(水)、津高営業所に対して実施
- (ウ) 結果 業務監査の観点では一部に書類管理の不備が確認されたものの、各営業所とも概ね監査項目について取り組みが確認されたものの、デジタコ運行記録データに基づき、速度超過等の確認ならびにその指導記録の管理のあり方について、更なる取り組みが求められた。

9. 安全統括管理者

代表取締役専務 磯野省吾

10. 安全管理規程

11. 別紙5 「岡山電気軌道 安全管理規程」参照

12. 平成28年4月～平成29年3月までの主な取り組みの内容

- (エ) 社長の職場巡視(2回実施)
- (オ) 安全統括管理者の職場巡視(9回実施)
- (カ) 両備グループ安全マネジメント委員会(12回開催)
- (キ) 両備グループ安全マネジメント委員会バス部会(4回開催)
- (ク) 岡山電気軌道安全マネジメント委員会(12回開催)
- (ケ) 両備グループSSPアップ技能コンテスト(平成28年10月2日開催)
- (コ) 両備グループSSPアップ技能コンテスト関東大会(平成28年7月9日開催)
- (サ) 経営管理部門管理職による早朝点呼立ち会い(春・秋及び年末年始の全国交通安全運動期間中、随時実施)

管理職による早朝点呼立ち会い



- (シ) 乗務員無事故表彰の実施(5月20日)
- (ス) 岡電反省日(1月30日)、主要交差点、危険箇所での管理職・運行管理者による街頭立哨
- (セ) 両備交通事故ゼロの日(毎月19日)、両備交差点注意日(毎月20日)には、主要交差点での管理職・運行管理者による街頭立哨

(ソ) NASVA 事故防止対策支援コンサルティングの受講 (20名受講)

NASVA 事故防止対策支援コンサルティング



(タ) バス車内事故防止キャンペーン街頭宣伝活動の実施

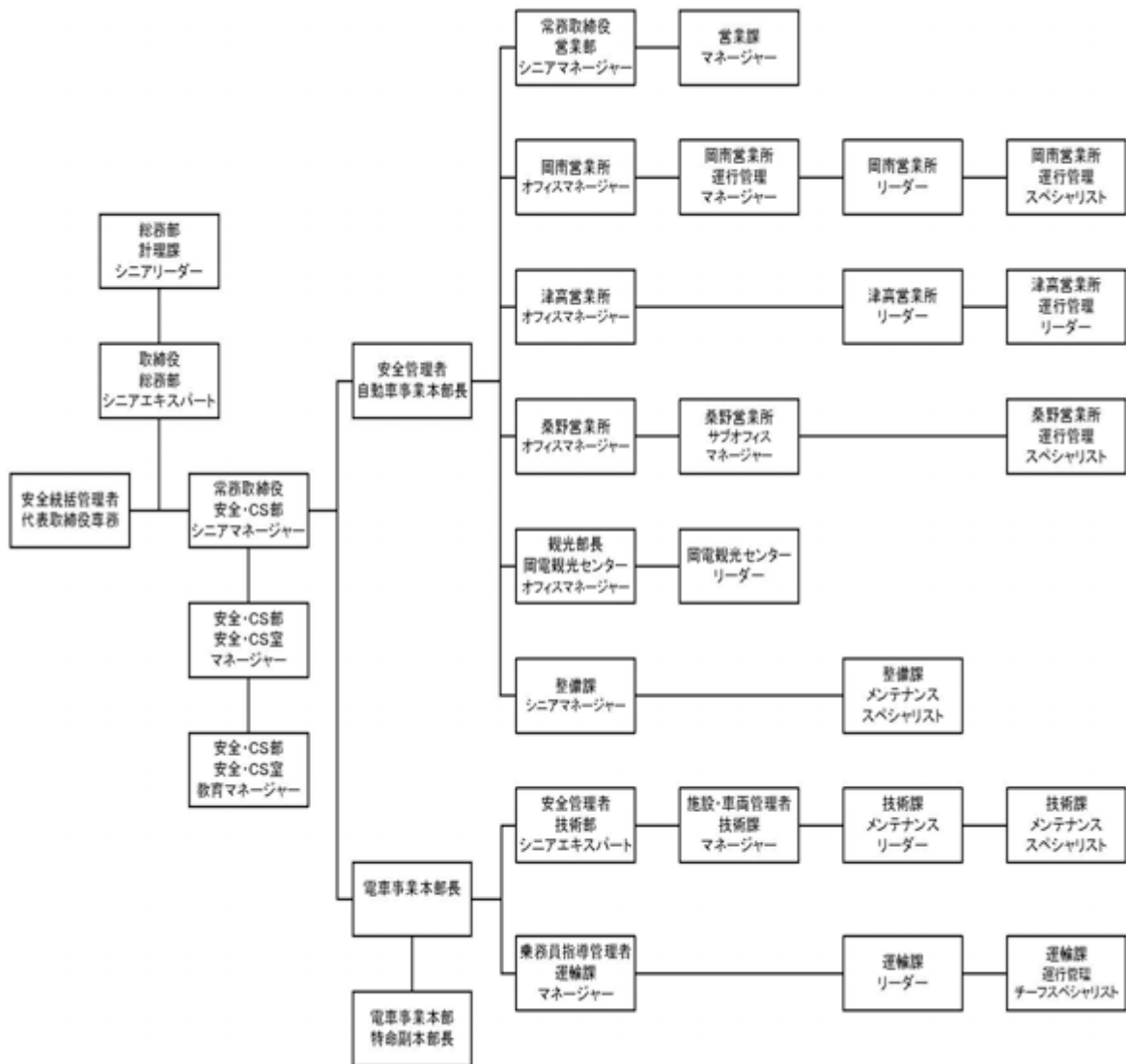
岡山駅バスターミナル



- (チ) 無事故・無違反チャレンジ 200 日への参加 (延 150 名)
- (ツ) NASVA 運行管理者一般講習への参加 (延 21 名)
- (テ) NASVA 運行管理者基礎講習への参加 (延 5 名)
- (ト) 運輸安全マネジメントセミナー、各種安全講習会等への参加
- (ナ) 一般運転適性検査の受診 (延 40 名)
- (ニ) 初任運転適性検査の受診 (延 10 名)
- (ヌ) 適齢運転適性検査の受診 (延 3 名)
- (ネ) 運転記録証明書に基づく安全指導 (延 177 名)

以上

岡山電気軌道安全マネジメント委員会組織図



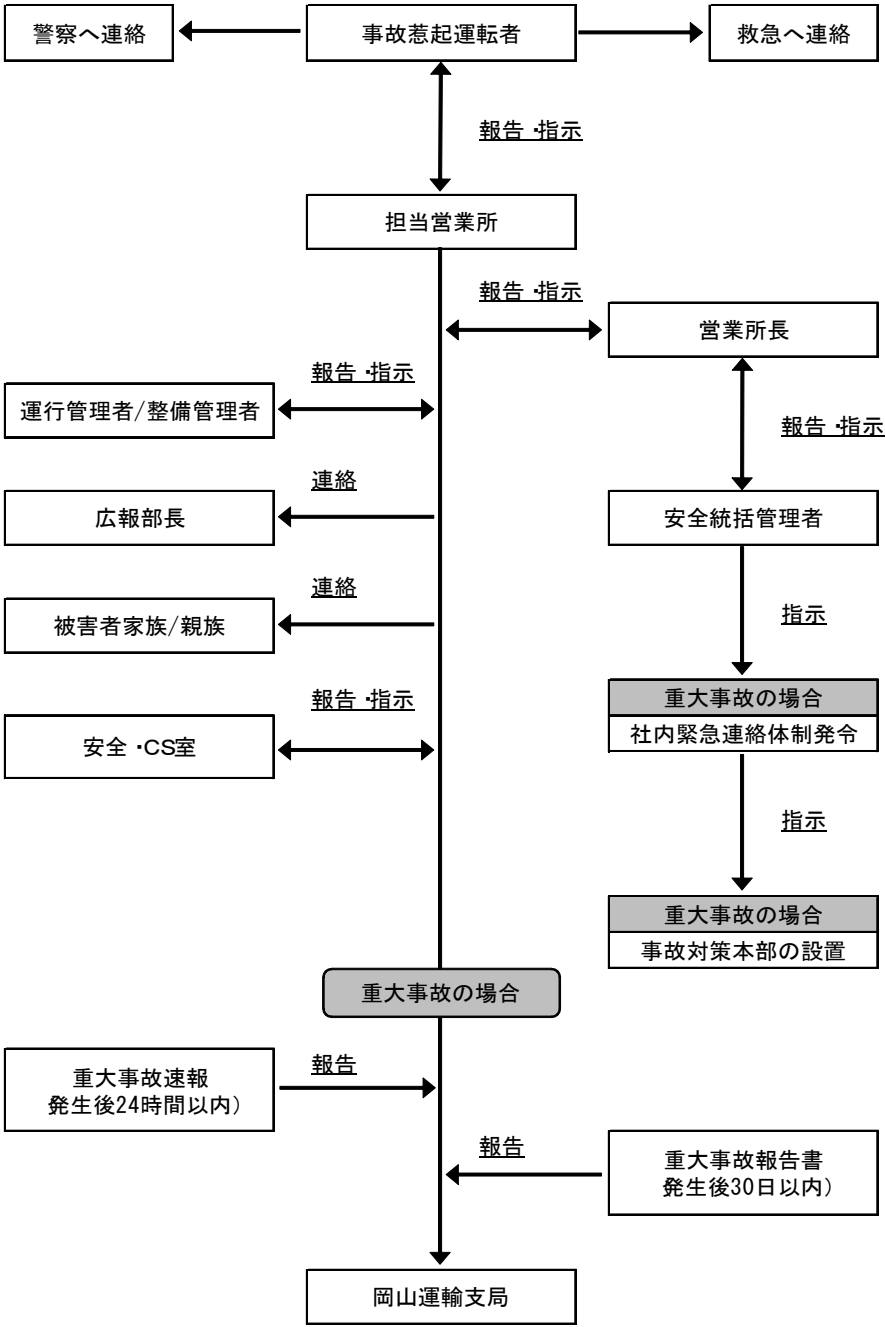
別紙2 「平成29年 輸送の安全に関する活動実施計画」

平成29年 輸送の安全に関する活動実施計画

実施項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
両備グループ安全マネジメント委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
両備グループ安全マネジメント委員会バス部会	○			○			○					○
岡山電気軌道安全マネジメント委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運輸安全マネジメント マネジメントレビュー												○
岡山電気軌道社 内部監査											○	
両備グループ安全マネジメント監査室監査												
春及び秋の全国交通安全運動 年末年始の輸送に関する安全終点検	○				○				○			○
岡山県バス協会バスサービス向上運動									○			
日本バス協会車内事故防止キャンペーン							○					
交通事故0を目指す日		○			○				○			
日本バス協会飲酒運転防止週間									○			
中国運輸局踏切事故防止キャンペーン											○	
自動車点検整備推進運動強化月間									○	○		
ディーゼルクリーン・キャンペーン月間										○		
エコドライブ推進月間											○	
両備グループチャレンジセーフティ運動	○	○	○	○	○	○	○	○				○
岡電エコで節約運転の日(毎月1日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡電サービス向上・言葉遣いマナー向上推進日 (毎月3の付く日に設定)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡電交通安全日(毎月6の付く日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
交差点注意日(毎月20日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
交通事故ゼロの日(毎月19日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日常点検立会日(毎月第1水曜日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡電反省日(1月30日)	○											
両備グループ交通安全の日(7月31日)							○					
両備グループ火災・防災の日(12月4日)												○

＜岡山電気軌道＞事故対応・報告の流れ

岡山電気軌道株式会社
自動車事業本部



平成27年6月1日 更新

平成29年 運転者教育 年間計画表				
岡山電気軌道				
実施月	教育内容			
	実施日	本社・営業所	実施日	両備教育センター・玉柏練習場
1月	日	初任運転者教育	日	初任運転者教育
	日	事故惹起運転者教育	日	SAFETY教育 事故惹起運転者技能教育 (玉柏練習場)
2月	日	初任運転者教育	日	初任運転者教育
	日	事故惹起運転者教育	日	接客サービス教育
	日	運行管理者教育	日	事故惹起運転者教育
3月	日	初任運転者教育	日	初任運転者教育
	日	事故惹起運転者教育	日	ベテラン(高齢)運転者教育
	日	苦情惹起運転者教育	日	SAFETY教育 事故惹起運転者技能教育 (玉柏練習場)
4月	日	初任運転者教育	日	初任運転者教育
	日	事故惹起運転者教育	日	事故惹起運転者教育
5月	日	初任運転者教育	日	初任運転者教育
	日	事故惹起運転者教育	日	接客サービス教育
			日	SAFETY教育 事故惹起運転者技能教育 (玉柏練習場)
6月	日	初任運転者教育	日	初任運転者教育
	日	事故惹起運転者教育	日	ベテラン(高齢)運転者教育
	日	苦情惹起運転者教育	日	事故惹起運転者教育
7月	日	初任運転者教育	日	SSPup技能コンテスト(玉柏練習場)
	日	事故惹起運転者教育	日	初任運転者教育
	日	一般運転者教育	日	SAFETY教育 事故惹起運転者技能教育 (玉柏練習場)
8月	日	初任運転者教育	日	SSPup技能コンテスト(関東大会 南横浜自動車学校)
	日	事故惹起運転者教育	日	初任運転者教育
	日	一般運転者教育	日	接客サービス教育
9月	日	初任運転者教育	日	事故惹起運転者教育
	日	事故惹起運転者教育	日	SAFETY教育 事故惹起運転者技能教育 (玉柏練習場)
	日	苦情惹起運転者教育		
10月	日	初任運転者教育	日	初任運転者教育
	日	事故惹起運転者教育	日	事故惹起運転者教育
			日	SSPup技能コンテスト(備前自動車岡山教習所)
11月	日	初任運転者教育	日	初任運転者教育
	日	事故惹起運転者教育	日	接客サービス教育
	日	運行管理者教育	日	SAFETY教育 事故惹起運転者技能教育 (玉柏練習場)
12月	日	初任運転者教育	日	初任運転者教育
	日	事故惹起運転者教育	日	ベテラン(高齢)運転者教育
	日	苦情惹起運転者教育	日	事故惹起運転者教育

両備グループ バス部門 6社 合同教育 (両備教育センター)

平成 29年 1月 5日

※ 両備グループバス部門 SSPブラッシュアップ推進役、教育に参加する運転者の所属長は必ず出席すること

教育内容	実施場所	実施日数	実施月												受講対象者
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
1. 国土交通省告示に基づく教育															
初任運転者教育	両備教育センター	3日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各社に入社した運転者
初任運転者教育 (初任運転者技能教育)	玉柏練習場	1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各社に入社した運転者	
ベテラン (高齢) 運転者教育	岡電バス岡南営業所	1日			○			○					○	両備バス55歳～ 岡電バス60歳～ 中国バス55歳～ の運転者	
事故惹起運転者教育	両備教育センター	1日		○		○		○		○		○		判断基準に該当する運転者	
SAFETY教育 (事故惹起運転者技能教育)	玉柏練習場	1日	○		○		○		○		○		○	事故惹起運転者教育を受講した運転者 (運転技能に課題のある運転者)	
2. SSPブラッシュアップに基づく教育															
接客サービス教育	両備教育センター	1日		○				○			○		○	1年間に2件以上の苦情があった運転者	
3. 両備グループ SSPup技能コンテスト															
SSPup技能コンテスト (玉柏)	玉柏練習場	1日						○						各社が選抜した運転者	
SSPup技能コンテスト (岡山大会)	備前自動車岡山教習所	1日										○		SSPup技能コンテスト (玉柏) に出場した運転者	
SSPup技能コンテスト (関東大会)	南横浜自動車学校	1日							○					SSPup技能コンテスト (岡山大会) に出場した上位入賞者	
4. SSPブラッシュアップ推進部に基づく教育															
SSPブラッシュアップ2017推進研修会	両備ホールディングス	1日		○											
バス6社 営業所長研修	両備教育センター	1日			○	○									
バス6社 運行管理者研修	両備教育センター	1日							○	○					
バス6社 営業所長・運行管理者研修	両備教育センター	1日											○	○	

※実施場所については、両備バス・岡電バス・中国バスなどで開催することもある

岡山電気軌道株式会社 安全管理規程

目 次

- 第一章 総 則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第一章 総 則

(目的)

第1条 この規定（以下「本規定」という）は、道路運送法第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定は、当社の旅客自動車運送事業に係わる業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 代表者及び役員は、輸送の安全確保が事業経営の根源であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Du Check Act）を確実に実施し、安全対策を絶えず見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用の支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
2. 関連グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(代表者の責務)

第7条 代表者は輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する

2. 代表者は輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
3. 代表者は、輸送の安全確保の確保に関し、安全管理者の意見を尊重する。
4. 代表者は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任のある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 安全管理者
- (3) 運行管理者
- (4) 整備管理者
2. 安全マネジメント委員長は、代表者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、安全マネジメント委員を統括し、指導・監督を行う。
3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気その他の理由で本社に不在である場合や重大な事故、災害が発生した場合は、別に定める組織図により対処する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 運輸規則第47条の5に規定する条件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を選任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 病気、その他のやむを得ない事由により、職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反または輸送の安全確保の状況に関する確認を怠ることにより、安全統括管理者がその責務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れがあるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全管理統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底する。
- (2) 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を確実に実施する。

- (4) 輸送の安全に関する報告、連絡体制を構築し、社員に対し周知徹底を図る。
- (5) 輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時内部監査を行う。
- (6) 輸送の安全に関して、改善を必要と認めたときは、代表者に報告し必要な改善措置を講じる。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行う。
- (9) その他の輸送の安全確保に関する統括管理を行う。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 11 条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 12 条 代表者及び役員と、職場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故・災害等に関する報告連絡体制)

第 13 条 事故、災害が発生した場合における報告連絡体制は、別に定める「事故・事件・災害発生時の緊急措置要領」に従い対処する。

2. 事故、災害等が発生した場合は、速やかに 1 項の異常発生時の緊急措置要領に従って安全統括管理者に報告し、その他の必要な部署に伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故、災害等が発生した場合は、報告規則の規程に基づき、岡山運輸支局へ報告を行ない国土交通大臣へ必要な報告書を提出する。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第 14 条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、社員の人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 15 条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全管理者は、前項の内部監査が終了後、その結果及び改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに代表者に報告すると共に、輸送の安全の確保に必要な方策を検討し、緊急の是正措置または予防措置を講じる

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 代表者及び役員は、安全管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果、改善すべき事項の報告があった場合は、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、直ちに再発予防策及び必要に応じた安全確保の措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送に関する基本的な方針及び目標と当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、重点施策、計画、予算実績並びに事故、災害時等に関する報告、連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、そして輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容について、毎年度、外部に対して公表する。

2. 当社の一般貸切旅客自動車運送事業については前項に加え、事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者、事業用自動車に係る情報を、国土交通大臣に対し、電磁的方法により報告を行うとともに、国で公表される報告事項のほか利用者にとって有用であると考えられる情報についても積極的に、同様に外部に対し公表する。
3. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合は、速やかに外部に対して公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じて定期的及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示事項、内部監査結果の是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

附則 この規程は平成19年1月1日から施行する。

平成25年8月7日 一部改正

平成29年6月10日 一部改正